

相対的欠格事由該当者に対する免許付与審査規定

(設置)

第1条 医療関係職種の各身分法に定める相対的欠格事由に該当する者に、免許を付与できるか、医政局において、相対的欠格事由該当者に対する免許付与審査を行うこととする。

(組織)

第2条 審査の構成員は、次のとおりとする。

医政局長

大臣官房審議官（医政局担当）

医政局総務課長

- // 地域医療計画課長（救急救命士で該当者がいる場合に限る）
- // 医事課長
- // 歯科保健課長（歯科で該当者がいる場合に限る）
- // 看護課長（保助看で該当者がいる場合に限る）
- // 医事課試験免許室長
- // 医事課課長補佐（企画法令担当）
- // 医事課医事資格審査専門官

(庶務)

第3条 審査の庶務は、医政局医事課試験免許室において関係各課の協力を得て処理する。

(補足)

第4条 原則として審査は毎月行うこととし、審査の結果承認された者には、免許を付与することとする。

審査の運営に関し必要な事項は、審査構成員の議を経て別に定めることとする。

附則

この規定は、平成13年1月6日から施行する。

改正 平成15年4月1日

改正 平成26年7月1日